

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する階層区分認定事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年大口町条例第11号。以下「条例」という。）第3条に規定する利用者負担額を決定するための階層区分認定について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 階層区分 条例第3条の規定により教育・保育給付認定保護者から徴収する利用者負担額を決定する際の区分をいう。
- (2) 扶養義務者 父母及び教育・保育給付認定子どもと同一の世帯に属し、かつ、生計を一にしている直系血族である祖父母及び兄弟姉妹並びに3親等内の親族で家庭裁判所が特別の事情ありとして特に扶養の義務を負わせたものをいう。この場合において、事実婚の相手等、教育・保育給付認定子どもと生計を一にし、教育・保育給付認定子どもを扶養していると認められるときは、その者を含むものとする。
- (3) 家計の主宰者 教育・保育給付認定子どもがいる世帯の生計を維持する上で中心となる者をいう。

(階層区分の認定における同一世帯の範囲)

第3条 階層区分の認定における同一世帯であるか否かについては、住民基本台帳等の形式的要件だけでなく、現に収入と支出を共同して生活を営んでいる一の単位を基準とし、生活の実態を重視して判断する。また、現に扶養義務者が単身赴任、病気治療、就職等のため他の場所で居住している場合においても、経済的なつながりがあると認められる場合は同一世帯とみなす。

(家計の主宰者の認定及び階層区分の認定)

第4条 家計の主宰者の認定は、その世帯において最多収入、最多納税の者であるか等を総合的に判断し、次のとおり行うものとする。

(1) 両親世帯（教育・保育給付認定子どもの父母がともにいる世帯）の家計の主宰者は、父母の給与支払金額等（営業等の場合には所得金額。以下同じ。）の合計額が150万円を超える場合は、父母のいずれか給与支払金額等が多い者とし、父母の給与支払金額等の合計額が150万円を超えない場合は、生計を一にする祖父母又はそれ以外の扶養義務者のうち、給与支払金額等が最高額の者とする。

(2) 母子世帯等の家計の主宰者は、父又は母の給与支払金額等が80万円を超える者とし、父又は母のいずれもその額を超えない場合は、生計を一にする祖父母又はそれ以外の扶養義務者のうち、給与支払金額等が最高額の者とする。

2 階層区分の認定は、教育・保育給付認定子どもと同一世帯に属し生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の全てについて、それらの者の課税額の合計額により行う。

（市町村民税の推算）

第5条 父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）が次に該当する場合は、給与支払明細書等階層区分の認定に必要な資料の提出を求め、市町村民税額を推算し、階層区分の認定を行う。

(1) 海外における給与等の収入があった場合

(2) 租税条約に基づき市町村民税の軽減又は免除を受けている場合

(3) その他町長が必要と判断した場合

（階層区分の認定時点）

第6条 階層区分の認定時点は、各月初日とする。ただし、月途中入園における認定の時点は、入園日とする。

（階層区分の認定変更）

第7条 階層区分の認定を行った後、第4条第2項に規定する者が次の各号に該当するときは、階層区分の再認定をし、当該各号に定める時点から利用者負担額を変更することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けることとなったとき
その適用を受けた日の属する月の翌月（適用を受けることとなった日が月初日である場合はその月）
 - (2) 生活保護法の適用を受けなくなったとき その適用を受けなくなった日の属する月の翌月（適用を受けなくなった日が月初日である場合はその月）
 - (3) 条例別表第1備考、別表第2備考及び別表第3備考に規定する利用者負担額の軽減の適用を受けることとなったとき又は受けなくなったとき 変更事由発生日又は届出のあった日のいずれか遅い方の属する月の翌月（変更事由発生日又は届出のあった日のいずれか遅い日が月初日である場合はその月）
 - (4) 教育・保育給付認定子どもが属する世帯を構成する者の婚姻、離婚、転居、死亡等により、年度の中で世帯の構成が変わったとき 変更事由発生日又は届出があった日のいずれか遅い方の属する月の翌月（変更事由発生日又は届出のあった日のいずれか遅い日が月初日である場合はその月）
 - (5) 利用者負担額に係る課税額に変更があったとき 町長が変更後の課税額を確認した日の属する月の翌月（変更後の課税額を確認した日が月初日である場合はその月）
 - (6) 寡婦（夫）控除のみなし適用を受けるとき 申請のあった日の属する月の翌月（申請のあった日が月初日である場合はその月）
- （階層区分の確認）

第8条 階層区分の認定に必要な課税状況の確認を行うため、次に掲げる証明書等の提出を求めることができるものとする。

- (1) 市町村民税に係る課税証明書等市町村民税の課税状況が明らかになるもの
- (2) 生活保護法による被保護世帯における保護決定通知書の写し
- (3) 条例別表第1備考に規定するひとり親世帯等であることを証する書類の写し
（児童扶養手当証書の写し、身体障害者手帳の写し等）

（その他必要事項）

第9条 この要領に定めるもののほか、階層区分の認定に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則（平成30年大口町訓令第15号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年大口町訓令第8号）

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。